

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

安藤建設工業 株式会社

宮城県富谷市志戸田北田子沢 107

2. 指名停止措置期間

令和8年8月13日から

令和8年11月12日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者の元代表取締役は、代表取締役在任中に、当該事業者が所有する不動産の利活用を巡り、宮城県富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和8年6月10日、宮城県警察に贈賄の容疑で逮捕された。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、測量等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（贈賄） 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

アメリカンエンジニアリングコーポレーション
沖縄県宜野湾市大山7丁目11番47号

2. 指名停止措置期間

令和8年7月24日から
令和8年9月23日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、過去3事業年度（令和5年1月1日から令和7年12月31日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規程に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。
このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より22日間の営業停止処分を受けた。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 南山開発
沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号

2. 指名停止措置期間

令和8年7月17日から
令和8年11月16日まで（4ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。
このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東洋シャッター 株式会社
大阪府大阪市中心区南船場 2－3－2

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 5 月 1 5 日 から
令和 8 年 6 月 2 5 日 まで （6 週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法施行令第 1 条の 2 で規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、近畿地方整備局長より監督処分（営業停止 1 0 日間）を受けた。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第 2）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

一般社団法人 日本ホスピタリティテクノロジー協会
東京都千代田区平河町 2-5-5 全国旅館会館 4 階

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 4 月 1 7 日 から
令和 8 年 6 月 1 6 日 まで (2 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

代表理事のA氏は、観光庁が令和 4 年度に事務局を通じて事業者に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、事業者の関連会社の取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち 2 件で、約 9000 万円をだまし取ったとして、令和 8 年 2 月 10 日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、A氏は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約 4000 万円もだまし取ったとして、令和 8 年 3 月 3 日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年 3 月 24 日、詐欺罪で起訴された。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁 こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を提起され、又は 禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、 工事の請負契約の相手方として不適当であると認められると き。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
東京都千代田区平河町 2 - 5 - 5

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 4 月 1 7 日 から
令和 8 年 6 月 1 6 日 まで (2 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

元専務理事のA氏は、観光庁が令和 4 年度に事務局を通じて事業者に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、事業者の関連会社の取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち 2 件で、約 9000 万円をだまし取ったとして、令和 8 年 2 月 10 日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。
その後、A氏は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約 4000 万円もだまし取ったとして、令和 8 年 3 月 3 日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年 3 月 24 日、詐欺罪で起訴された。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内